

基本計画

平成 20年度 (2008年度) ~ 平成 24年度 (2012年度)

第1章 自然と共生したまちづくり



第1節 自然環境と地域景観の保全

環境保全課 / 商工振興課 / 建設課 / 下水道課 / 保健福祉課 / 建築都市課

現状と課題

宮若市は、太宰府県立自然公園に指定された力丸ダム周辺や笠置山一帯をはじめとした美しい山々に囲まれ、市の中心を犬鳴川が流れる、豊かな自然環境に恵まれたまちです。市民意識調査でも宮若市に住み続けたい理由として、「自然環境がよい」ことが上位になっています。しかしながら、ゴミの不法投棄や水質汚濁などの環境問題は身近に存在しており、地球温暖化などの地球規模の問題も深刻化していることから、環境保全に向けた総合的かつ計画的な施策の展開が必要です。また、旧若宮町において環境保護に係る条例が個別に定められており、若宮地区と宮田地区で開発行為などに対する手続きに違いが生じています。市域を一体的に捉え、環境保護に取り組むため、条例や規則の整理を行うことが必要です。

ゴミの不法投棄に対しては、宮若市不法投棄等防止連絡協議会による情報提供や監視を行っています。また、環境保全活動として、宮若市環境衛生連合会を中心とした「環境クリーン作戦」や定期的な「市内一斉空き缶等のゴミ拾い」を実施しています。こうした取り組みは、市民や企業、行政が一体となって環境保全を推進するものです。しかし、悪質な不法投棄は後を絶たず、不法投棄への監視体制の強化や環境保全意識の高揚に一層取り組む必要があります。

また、排水基準などを定めた公害防止協定を立地企業と締結することにより、企業活動を原因とした公害の防止に努めていますが、家庭や事業所からの生活雑排水などにより、河川などに水質の汚濁や悪臭の発生

が見られます。このため、公共下水道や浄化槽などの污水处理施設の整備や定期的な水質検査などにより、水質の保全、監視に取り組むことが必要です。

市内には、河川や山林などの美しい自然景観を背景として、古墳や神社などの歴史景観、農地や集落の農村景観など、市民の共有財産となる貴重な地域景観が存在します。このため、道路や河川、公園などの公共施設の整備や工場の建設にあたっては、周辺の地域景観に配慮することが必要です。市の北東部に位置する宮田団地は、団地周辺や企業の敷地内に緑地を確保し、周辺の自然景観や地域景観と調和した工業団地を形成しています。また、笠松地域の自治会、立地企業、行政で組織された「笠松地域環境対策会議」は、多数の企業が立地する笠松地域の環境美化に協働で取り組むなど、先進的な活動を行っています。今後も企業誘致を推進する一方で、建設された工場の影響で周辺の自然景観が損なわれないよう、県や企業と連携を図るとともに、立地企業も主体的に参加する地域ぐるみの環境保全活動が必要です。さらに、県道などの幹線道路を中心に違反広告物が多く見られ、まちの景観を阻害していることから、違反広告物の撤去と県条例の適正な運用などにより、街並みを良好に保つ必要があります。

宮若市不法投棄等防止連絡協議会
不法投棄などに対して迅速かつ適切な対応を行い、公害の防止と環境保全を図るため、国や県、警察署、市などで構成する組織。

宮若市環境衛生連合会
各地域の衛生組織相互の連携を図り、その組織活動を助長することにより、環境衛生の向上に寄与し、健康で住みよい郷土を実現するための組織。各地域の自治会長または副自治会長が委員に充てられる。

環境クリーン作戦
市民や企業、行政が一体となって、市内数カ所の不法投棄を大規模に回収する行事。

基本方針

美しい山々や河川などの豊かな自然環境や田園風景などの地域景観を保全し、次世代に継承していくため、ゴミの不法投棄防止や水質保全対策などの環境保全対策を推進するとともに、環境保全意識の高揚を図り、良好な環境づくりを推進します。

施策を実現するための主要事業

環境保全施策の総合的・計画的推進

- ・環境基本条例に基づき、宮若市の環境保全に関する基本的方針を示す環境基本計画を策定します。
- ・市域の一体的な環境保全を推進するため、旧町から施行されている条例や規則の効果を検証し、整理を行います。
- ・若宮地区の準都市計画区域の指定については事業者や建築主に周知を図り、開発許可制度などの適正な運用に努めます。

公害の防止と公害監視体制の強化

- ・不法投棄防止推進委員による監視体制の強化や、看板や防護柵の設置などにより不法投棄の防止を図ります。
- ・立地企業に対しては、公害防止協定を締結することにより、公害の防止に努めます。
- ・河川などの環境保全を図るため、定期的な水質検査による公害の監視や公共下水道などの污水处理施設の整備を推進します。

環境保全活動の推進と環境保全意識の高揚

- ・「環境クリーン作戦」や「市内一斉空き缶等のゴミ拾い」などの環境保全活動を市民や企業、行政が一体となって取り組みます。
- ・環境保全に対する啓発活動を充実させ、環境問題の正しい理解と意識の高揚を図ります。

景観保全の推進

- ・太宰府県立自然公園に代表される自然景観を、住民団体・ボランティア団体・企業・国・県などと連携を図りながら保全します。
- ・道路や河川などの公共施設の整備については、周辺の景観に配慮した整備に努めます。
- ・県や企業と連携を図りながら、自然景観と調和した工場などの建設を促進するとともに、市民や企業と協働して地域景観の保全を図ります。
- ・屋外広告物について、県条例を適正に運用し、違反広告物の撤去に努めます。また、市民と協働した違反広告物の撤去や監視体制のあり方について調査検討を行います。



市民や企業の皆さんの協力のもと、環境クリーン作戦を推進しています。

施策の目標値

計画事業	内容	着手年度	達成年度	担当課
	環境基本計画の策定	平成 20年度	平成 22年度	環境保全課

市内一斉空き缶等のゴミ拾い
「自分たちの地域は、自分たちの手で美しくしよう」をテーマに、市民が自分たちの住む地域のゴミを回収する行事。

若宮地区の準都市計画区域の指定
第2章第9節「調和のとれた土地利用の促進」を参照のこと。

不法投棄防止推進委員
不法投棄等防止連絡協議会の事業として、自治会長を中心に委嘱され、日々の暮らしの中で不法投棄の防止に取り組んでいる。

第2節 廃棄物処理とリサイクル対策の推進

環境保全課 / 保健福祉課

現状と課題

廃棄物の処理については、燃えるゴミは宮若市外二町じん芥処理施設組合で破砕、選別、乾燥、成形を行い、固形燃料 (RDF) を製造し、リサイクルを行っています。また、燃えないゴミと粗大ゴミについても、泉水最終処分場で選別処理などを行い、リサイクルを推進しています。

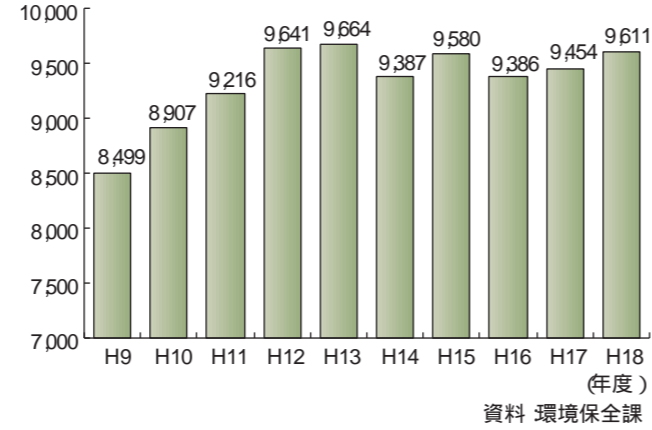
経済活動の活発化、生活様式の多様化、過剰包装などの要因でゴミの排出量は増大しています。ゴミの指定袋導入時はゴミの量も一時的に減少しましたが、年々増加し、平成18年度(9,611トン)では、指定袋化した前年(平成元年度8,848トン)よりもはるかに多くなっています。

地域や家庭におけるゴミの減量化、リサイクルを促進するため、資源の回収活動を行う団体に対して奨励金を交付する事業、生ゴミ処理機器を購入する市民に対して補助金を交付する事業などを行っています。また、平成19年度より、各戸回収のほかに、固形燃料化施設くらしクリーンセンター(第1・3日曜日)や市役所本庁・総合支所(第2・4日曜日)に資源ゴミを直接持ち込むことができる「資源物回収拠点事業」を実施しています。

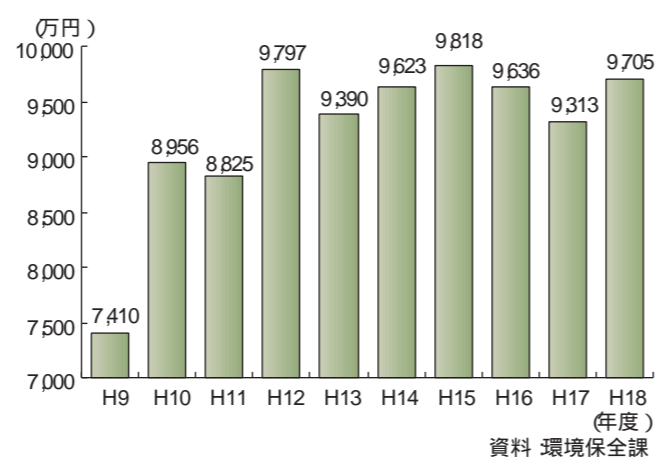
さらに、平成20年4月より、多量のゴミを排出する事業所についても、指定袋によるゴミの排出を義務付けることにしました。

各事業について市民や事業者理解と協力を得るため、広報紙やホームページなどを活用し周知を行いながら、資源に対する意識の醸成を図ることなどが必要です。

年間ゴミ処理量の推移 (トン)



指定袋の売上高の推移 (万円)



一人当たりの年間ゴミ処理量の比較 (平成17年度末現在)

市町村名	一人当たりの年間ゴミ処理量 (年間ゴミ処理量 / 年度末人口)
宮若市	302 kg
直方市	361 kg
飯塚市	375 kg
宗像市	362 kg
福津市	338 kg

資料 環境保全課

固形燃料 (RDF)
家庭で捨てられる生ゴミやプラスチックゴミなどの廃棄物を固形燃料化し、熱としてリサイクルするために製造される。

基本方針

日常生活や企業活動から発生するゴミの減量化、再資源化に取り組み、環境に負荷をかけない循環型社会の形成を目指します。

施策を実現するための主要事業

ゴミの減量化・リサイクルの推進

- ・ゴミの減量化を図るため、生ゴミ処理機器購入者に補助金を交付します。
- ・ゴミとして処理されている資源を回収し有効利用を図るため、リサイクル活動団体に奨励金を交付します。
- ・平成20年4月より事業所ゴミの指定袋化を導入し、多量に排出される事業所ゴミの減量化とリサイクルを図ります。
- ・ゴミの減量化・リサイクルを図るため、資源物回収拠点事業を推進します。
- ・資源に対する意識の醸成を図るため、市民や事業者へ広報紙やホームページなどを活用した啓発活動を推進します。



機械故障の原因となる金属類等の不適物を取り除く様子。



資源物回収拠点事業により、ゴミとして処理されている資源のリサイクルと減量化を推進しています。

施策の目標値

主要指標	内容	現状 (平成18年度)	目標 (平成24年度)	担当課
	一人当たりの年間ゴミ処理量 (年間ゴミ処理量 / 平成18年度末人口)	308 kg	292 kg	環境保全課 / 保健福祉課

第3節 水利用と上水道の整備

水道課 / 下水道課

現状と課題

生活用水は、八木山川水系の地下水と犬鳴ダムを水源とした上水道により供給しており、安全な水、きれいな水、おいしい水は宮若市の魅力の一つです。

上水道は、昭和29年10月より供給を開始し、現在は山間部を除く宮田地区の全域と若宮地区の一部に供給しています。

合併以前、旧宮田町では上水道事業、旧若宮町では簡易水道事業により整備が進められてきました。このため、水道料金や加入金などに格差が生じています。旧町の格差解消のため、それぞれの区域において適用している現行の料金体系を新しい料金体系に統一する必要があります。また、会計についても一元化し地方公営企業法の適用を受ける企業会計方式を採用することにより、水道事業経営の効率化と健全化を図る必要があります。平成18年度末における簡易水道事業への加入率は33.3%と低く、加入率が伸びない主な原因として、旧来からの持ち井戸に対する愛着と水道水のカルキ臭に対する違和感が考えられます。健全な水道事業運営を図るため、水道水の安全性や供給の安定性に対し広く市民の理解を求め、加入の促進を図る必要があります。

今後も良質な水を安定的に供給するためには、水道施設の整備充実を図るとともに、公共下水道などの汚水処理対策の推進、水源地周辺の森林や農地の乱開発の防止により、水源・水質の保全、確保を図っていくことが必要です。



沼口浄水場で浄化した水は、若宮地区・笠松地区に供給しています。

上水道事業と簡易水道事業の比較（平成18年度末現在）

	上水道事業 (宮田地区 地方公営企業法適用事業)	簡易水道事業 (若宮地区 地方公営企業法非適用事業)
給水人口	20,014人	1,418人
年間総配水量	263万ト	11万ト
水道料金 (使用量20トの場合の月額)	3,675円	4,930円
加入金 (メーター口径13mの場合)	63,000円	105,000円
加入率 (給水人口 給水区域内人口)	97.8%	33.3%

資料 水道課

簡易水道
水道法により、給水人口10人から5,000人を対象とする
小規模な上水道事業。

基本方針

水源・水質の保全、確保に努めるとともに、良質な水を安定的に供給するため、水道施設の整備を推進し、上水道の一層の充実に努めます。

また、健全で効率的な水道事業経営のため、上水道事業と簡易水道事業の一元化を図ります。

施策を実現するための主要事業

水道の安定供給と加入促進

- ・水道事業財政計画に基づき、計画的に施設整備を推進し、既存施設の補修や更新など施設の充実に努めます。
- ・料金格差の解消と健全な公営企業の運営のため、上水道事業と簡易水道事業を一元化します。
- ・快適な市民生活の維持と健全な公営企業運営のため、チラシの配布などにより、水道への加入を促進します。

水源・水質の保全、確保

- ・水源・水質の保全、確保を図るため、水源地周辺の森林や農地などの乱開発や不法投棄を防止します。
- ・水質汚濁防止法などの排出規制の適正な運用に努めるとともに、公共下水道や浄化槽の整備により河川などの水質保全に努めます。



浄水場(写真 桐野浄水場)では、常時供給状況を監視しています。

施策の目標値

主要指標	内容	現状(平成18年度)	目標(平成22年度)	担当課
	上水道の加入率 (給水人口/平成18年度末給水区域内の人口)	86.7%	87.4%	水道課
計画事業	内容	着手年度	達成年度	担当課
	上水道事業と簡易水道事業の一元化	平成19年度	平成22年度	水道課

第4節 下水道等の整備

下水道課

現状と課題

公共下水道や浄化槽などの汚水処理施設は、河川などの水質保全と快適で衛生的な生活環境を形成する上で重要な役割を持っています。公共下水道の整備については、市民意識調査において、今後取り組んでほしい重点施策の中で要望の高い施策となっており、自然環境や生活環境に対する市民の関心の高さがうかがえます。

平成19年度に「宮若市汚水処理施設整備構想」を策定し、旧両町それぞれで定めていた整備区域や整備手法などの見直しを行いました。平成18年9月に、龍徳地区の一部で公共下水道の供用を開始しており、汚水処理構想に基づき、公共下水道の整備を一層推進することが必要です。また、下水道の整備後、速やかに接続が行われるよう、住民説明会の開催や広報紙・ホームページの活用、チラシの配布などで、下水道に対する啓発や受益者負担金の報奨金制度、水洗化工事に伴う融資制度や補助制度の紹介を行うことが必要です。

一般家庭の浄化槽については、平成2年度より補助制度を開始し、平成18年度末までに1,452基が設置されています。新築家屋での設置は増加していますが、既存家屋での設置は進んでいない状況です。特に公共下水道の整備区域以外では、啓発活動や補助制度の紹介などにより、浄化槽の設置を促進することが必要です。

公共下水道の整備率の比較（平成18年度末現在）

市町村名	着手年度	整備率 (整備面積/計画面積)
宮若市	平成13年度	4.7%
福岡県全体	-	61.6%
直方市	平成4年度	12.9%
飯塚市	昭和43年度	46.4%
宗像市	昭和4年度	88.7%
福津市	昭和40年度	25.3%

資料：下水道課

下水道の接続促進のための助成制度

制度名	内容
受益者負担金の報奨金制度	5年2期の分割納付が基本の受益者負担金(500円/m ²)を、 (1) 年分(4期分)を一括納付する場合は、納付する額の割 (2) 全額を一括納付する場合は、納付する額の2割 を報奨金として差し引いて納付する制度。
水洗化工事に伴う融資制度	水洗化に要する工事費について、 (1) 市内の金融機関から低金利で工事費の一部を借り入れできる制度(60万円まで)、 (2) 借入金を完済した後に、利子の半分を市が支払う制度。
水洗化工事に伴う補助金制度	水洗化に要する工事を自己資金で行った場合に、1件の工事について2万円を補助金として支給する制度。

整備区域
集合(下水道等)処理区域と単独(浄化槽)処理区域の
区域区分。

整備手法
公共下水道や浄化槽、地区別集落排水などの事業選定。

受益者負担金
税の公平性を保つため、下水道を使用できるようになっ
た人(受益者)が建設費の一部として納める負担金。

基本方針

河川などの水質保全と快適で衛生的な生活環境を形成するため、公共下水道や浄化槽の整備を推進します。また、下水道を整備した後に速やかに接続が行われるよう、市民一人ひとりに対して積極的な呼びかけを行っていきます。

施策を実現するための主要事業

汚水処理対策の啓発活動

- 公共下水道や浄化槽などの利用を促進するため、住民説明会の開催、広報紙やホームページの活用、チラシの配布などにより、汚水処理対策に関する啓発を推進します。

汚水処理施設の整備推進

- 宮若市汚水処理施設整備構想に基づき、公共下水道事業を推進します。下水道の整備区域以外では補助制度などにより浄化槽の設置を促進します。

下水道への接続促進

- 下水道への接続を一層促進するため、汚水処理対策の啓発と合わせて、受益者負担金の報奨金制度、水洗化工事に伴う融資制度や補助制度などの周知を図ります。



直方市にある遠賀川中流域浄化センターでは、宮若市、直方市、小竹町の汚水を浄化し、遠賀川に放流します。

施策の目標値

主要指標	内容	現状(平成18年度)	目標(平成2年度)	担当課
	下水道の総整備面積	35.5 ha	110.0 ha	
	下水道の接続率 (接続戸数/整備区域内の戸数)	12.0% (平成19年8月現在)	30.9%	下水道課
	合併処理浄化槽の設置総数	1,452基	1,700基	

ha
1ha=10,000㎡ 町

第5節 治山・治水・砂防対策の充実

産業振興課 建設課

現状と課題

治山事業は、平成18年度末までに317件(宮田地区82件、若宮地区235件)を関係機関である国や県に申請し、事業を実施しており、今後も災害危険箇所の早期把握に努め、整備促進を図ることが必要です。

近年、林業不振により手入れが行われずに放置され、荒廃した森林が増加しつつあり、このまま放置すれば、荒廃した森林はさらに拡大し、洪水や濁水、土砂災害を誘発する恐れがあります。このため、森林の保全活動を通じて山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全し、水源のかん養、生活環境の保全を図ることが必要です。

また、ここ数年、異常気象による局地的な集中豪雨が全国的に発生しており、河川や水路の改善は市民の財産を守るために必要不可欠です。現状では、地域の要望に応じて市の管理施設である水路や河川の整備を行っています。大規模な河川については、施設の管理者である国や県と連携を図りながら、抜本的改善に向けた取り組みが必要です。

砂防の一つである急傾斜地崩壊対策事業については、平成18年度末までに市内20カ所を危険区域に指定し、年次的に事業を実施しています(18カ所が整備済み)。今後も、急傾斜地の状況や保全される人家の数など事業の採択要件を勘案しながら、計画的に事業を行う必要があります。



八木山川の増水の様子。森林を保全し、災害を未然に防止しなくてはなりません。

治山事業
山崩れなどの山地災害を防止や水源かん養などを目的に、森林土木の手法を用いて森林を整備し、機能強化を図る事業。

砂防
山地や海岸、河岸などの土砂の崩壊、流出を防ぐこと。

森林環境税
洪水や濁水を緩和し、地球温暖化を防止するなど、森林の恵みを受けている私たちみんなで森林を守り育てるため、平成20年4月から導入される県税で、基金に積み立てられ県内の森林を守るためだけに使われる。

基本方針

自然と共生した生活環境を確保するため、洪水などの自然災害の未然防止を基本とし、関係機関と連携を図りながら、危険箇所の整備、河川や水路の改修などを計画的に推進します。

施策を実現するための主要事業

治山事業の推進

・林地の荒廃などに起因する災害の未然防止と水源のかん養のため、国や県と連携し、治山事業を推進します。

森林保全の推進

- ・保水機能などの公的役割を担う森林の荒廃や管理放棄の改善に取り組みます。
- ・平成20年度から福岡県が導入する森林環境税を原資とした荒廃森林再生事業に取り組み、荒廃した民有林を「環境の森林(もり)」として保全に努めます。
- ・森林所有者や森林組合などが、森林保全のために5年計画で行う森林の現況調査や歩道の整備などの地域活動に対し、森林整備地域活動支援交付金事業として財政支援を行います。
- ・森林組合と連携しながら、緑のダムとなる保安林の育成に努めます。

河川・水路の整備

- ・流下機能の低下した河川や水路の機能回復を図るとともに、未整備箇所の整備に努めます。
- ・河川管理者(国・県)に対し、年次的な改修計画と予算の確保を求めるとともに、協力体制の強化を図ります。

砂防施設の整備

・国・県と連携を図り、計画的に急傾斜地崩壊対策事業を実施するなど、危険箇所の整備に努めます。



本城地区で実施した治山事業。

施策の目標値

計画事業	内容	着手年度	達成年度	担当課
	荒廃森林再生事業	平成20年度	平成24年度	
	森林整備地域活動支援交付金事業	平成19年度	平成23年度	産業振興課
	造林保育事業	平成13年度	平成24年度	